米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等の使用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、米子市制施行１００周年記念ロゴマーク（別図）及び米子市制施行１００周年記念キャッチコピー「商都米子の輝く１００年、未来へつなぐ。」（以下「ロゴマーク等」という。）の使用（電磁的方法による使用を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定め、もってロゴマーク等の適正な管理を図ることを目的とする。

（権利の帰属）

第２条　ロゴマーク等に関する一切の権利は、市に帰属する。

（取扱いの原則）

第３条　ロゴマーク等を使用する者は、米子市制施行１００周年の趣旨を尊重するとともに、市の信用及び品位を損なうことのないよう、これを適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

（使用基準）

第４条　ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合に限って使用することができるものとする。

⑴　学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校をいう。）において、幼児、児童、生徒又は学生の教育の目的で使用するとき。

⑵　市の職員又は議会の議員が自己の名刺に使用するとき。

⑶　市が主催し、又は共催する事業において使用するとき。

⑷　国又は他の地方公共団体が広報又はこれに準ずる業務の目的で使用するとき。

⑸　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

⑹　市が協賛し、又は後援する事業で使用するとき。

⑺　営利を目的としないで個人のＳＮＳ及び個人的な印刷物において使用するとき。

⑻　市民団体、事業者等が主催するイベント等で使用するとき。

⑼　地域経済の活性化等を目的として、事業者が自社製品、広告宣伝その他の営業活動等に使用するとき。

⑽　前各号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。

（使用申請及び承認）

第５条　前条第８号から第１０号までのいずれかに該当するものとしてロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、電子情報処理組織を利用する方法又は米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用承認申請書（別記様式第１号）を提出する方法により、市長に申請をしなければならない。

２　前項の規定により申請をする者は、ロゴマーク等を使用する方法が分かる資料を市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、ロゴマーク等の使用を承認するか否かを決定するものとする。この場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

⑴　ロゴマーク等の使用により市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

⑵　法令、条例その他の規程若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれのある目的のためにロゴマーク等が使用されるとき。

⑶　政治活動若しくは宗教活動にロゴマーク等が使用され、又はそのおそれがあるとき。

⑷　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者がロゴマーク等を使用するとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、ロゴマーク等を使用することが適当でないと認められるとき。

４　市長は、前項の規定による承認（以下「使用承認」という。）をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

５　市長は、使用承認をしたときは、第１項の規定による申請をした者（次項において「申請者」という。）に対し、米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用承認通知書（別記様式第２号）によりその旨を通知するものとする。

６　市長は、使用承認をしなかったときは、申請者に対し、米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用不承認通知書(別記様式第３号)によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（使用対価）

第６条　ロゴマーク等の使用の対価は、無償とする。

（使用期間）

第７条　ロゴマーク等を使用することができる期間は、この要綱の施行の日から令和１０年３月３１日までの期間（第４条第８号から第１０号までのいずれかに該当するものとしてロゴマーク等を使用する場合にあっては、当該期間のうち使用承認（第９条第２項の規定により読み替えて準用する第５条第３項の規定による承認を含む。以下同じ。）を受けた期間）とする。

（市の免責及び使用者の責任）

第８条　ロゴマーク等を使用したことにより、当該ロゴマーク等を使用した者又は第三者に損害が生じた場合であっても、市は、一切の責任を負わない。

２　ロゴマーク等を使用する者は、ロゴマーク等を使用したことにより第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

（変更承認申請）

第９条　使用承認を受けた者（以下「ロゴマーク等使用者」という。）は、当該使用承認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を利用する方法又は米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用変更承認申請書（別記様式第４号）を提出する方法により、市長に申請をしなければならない。

２　第５条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第５項中「米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用承認通知書（別記様式第２号)」とあるのは「米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用変更承認通知書（別記様式第５号)」と、同条第６項中「米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用不承認通知書（別記様式第３号)」とあるのは「米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用変更不

承認通知書（別記様式第６号)」と読み替えるものとする。

（使用承認の取消し）

第１０条　市長は、ロゴマーク等使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ロゴマーク等使用者に係る使用承認を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

⑵　使用承認を受けた内容又は第５条第４項（前条第２項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

⑶　次条各号に掲げる事項のいずれかに違反したとき。

⑷　ロゴマーク等を使用する必要がなくなったとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、米子市制施行１００周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書（別記様式第７号）により、その旨及びその理由を当該使用承認を受けていた者に通知するものとする。

３　第１項の規定により使用承認を取り消された者は、直ちに、ロゴマーク等の使用を中止し、及びロゴマーク等を使用した製品、印刷物等を自己の負担において回収し、又は廃棄しなければならない。

４　第１項の規定により使用承認を取り消したことにより当該使用承認を受けていた者に損害が生じた場合であっても、市は、その賠償の責めを負わない。

（遵守事項）

第１１条　ロゴマーク等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ロゴマーク等を第４条各号に掲げる場合以外の場合に使用しないこと。

⑵　ロゴマーク等の使用に係る権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

⑶　別図に定めるロゴマーク等の形状、色彩、文字その他のデザインを変更しないこと。

⑷　ロゴマーク等を米子市制施行１００周年の趣旨に反する態様で使用しないこと。

⑸　ロゴマーク等の使用について市の公認、推奨又は特定の品質保証等を受けていると誤認させるおそれのある表示をしないこと。

⑹　ロゴマーク等について商標登録又は意匠登録等の出願を行わないこと。

⑺　ロゴマーク等を使用した製品等の品質、安全性その他これらに関する事項について一切の責任を負うこと。

⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（規定外事項）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１７日から施行する。

別図（第１条、第１１条関係）

（米子市制施行 100 周年記念ロゴマーク）



（米子市制施行 100 周年記念キャッチコピー）

商都米子の輝く100年、未来へつなぐ。

（米子市制施行 100 周年記念ロゴマーク及び米子市制施行 100 周年キャッチコピー併用）

